

第5章 指定管理第3期～現在の活動と運営（2016～）

はじめに

指定管理第2期（2011～2015・平成23～27）の大川真館長は、吉野作造記念館を地域の様々な団体と協働する場にしていくことを「シティズンシップ普及の拠点」と表現した。シティズンシップ普及あるいはシティズンシップ教育とは、民主主義や地域社会の主体的な担い手になる市民を育てるという意味である。

民主主義社会の担い手を育てるという考え方に、事業としての明確な輪郭を与えるきっかけになったのは、2015（平成27）年の公職選挙法改正により実現した18歳選挙権である。これにより高等学校では選挙に関する教育（主権者教育）が必須になり、2016（平成28）年1月には古川学園高校普通科総合コースの3年生が来館、展示観覧と館長講話を行った。また同年3月17日にも、宮城県登米高等学校から依頼があり、大川真館長が「有権者になるみなさんへー吉野作造を通して選挙を考える」と題した講演を行った。

学校教育での活用は吉野作造記念館事業において最も基本的かつ重要なものだが、近年では学校を取り巻く社会環境の変化もあり、従来型の社会科見学は急速に少なくなった。もはや吉野作造が郷土の偉人であることをPRするだけでは効果が薄いこと

は明白であったことから、戦後改革以来70年ぶりの選挙権拡大と、それが公教育機関での主権者教育の実施を促すものであったことは、記念館にとってこれ以上ない好機であるように思われたのである。そのため、公教育側にとって利用しやすいコンテンツの整備や具体的な関係作りを一から始める有力者の支援が必要だった。

こうした文脈で、2016（平成28）年から学校教育支援アドバイザー、翌2017（平成29）年から館長に着任したのが氏家仁氏である。氏家新館長は、吉野作造記念館開館時に古川高等学校教諭として生徒たちの吉野作造記念館見学（「移動教室」）を指導していた。また、1998（平成10）年3月8日に記念館で開催されたシンポジウム（吉野先生を記念する会主催、古川市教育委員会後援）に古川高等学校教諭として登壇し、学校教育で吉野作造記念館を活用する有効性を語っていた。

2017（平成29）4月の『記念館だより』第25号では、次のような氏家新館長の就任あいさつが掲載されている。

昨年2016年は、吉野作造が「民本主義」を世に問うて100年という記念すべき年であり、また18歳選挙権による初めての選挙が行われた、日本憲政史における大きな節目の年でした。この年、私は吉野

作造記念館学校教育支援アドバイザーとして奉職し、週 1 回のペースで学校訪問、そして県内高等学校 7 校での主権者教育にあたりました。…… 2011 年の東日本大震災以降、広く人と人がつながる「シティズンシップの拠点」として記念館の役割を位置づけ、大崎市内外の NPO などと協力した幅広い新事業を行って参りました。利用者数の増加はそうした活動の成果の一つといえます。

実際後述するように、2016（平成 28）年以降、主権者教育に関する出張講演の依頼は一気に増えていく。こうして 2016 年度に始まる指定管理第 3 期から現在までの期間は、「シティズンシップ普及の拠点」という記念館の方向性を、公教育との連携を構築することによって実現しようとする時期になった。また、これにあわせて、吉野作造記念館事業や NPO 古川学人の運営全体についても様々な見直しや新しい試みが行われるようになる。

吉野作造記念館で行われる事業は、それ以前は条例に定められた「指定管理本事業」、また記念館の設置趣旨を達成するために必要だと指定管理者が判断して行う「指定管理自主事業」、指定管理者である NPO 古川学人が独自に行う「NPO 事業」などの区分があった。これらは、いずれも結局の目的は記念館の設置目的や理念を達成することであり、予算的には「指定管理本事業・自主事業」は指定管理費、「NPO 事業」は自主財源といった財源上の区別もあったが、NPO の自主財源の多くはまだ

記念館運営から生じる収入であったから（指定管理者制度で運営される施設の収益を指定管理者の収入にできる仕組みを「利用料金」制度という）、全体として記念館で行われる事業であるという点は変わらなかった。

しかし、指定管理第 2 期最終年にあたる 2015（平成 27）年 4 月の『記念館だより』第 23 号では、それまで混然一体だった記念館事業と NPO 事業とがはっきり区別され、「NPO 事業報告」という 1 ページが作られた。吉野作造記念館事業として当初から企画・予算化されたものではないが、記念館の施設や理念をより活かすために独自に案出された諸事業は、この「NPO 事業報告」の中にまとめられるようになった。寄附者紹介欄も「NPO 事業報告」の中に掲載されたが、そこには次のように謝意が書かれている。

NPO 法人古川学人では、大崎市からの委託業務である吉野作造記念館の管理・運営にとどまらず、「記念館を活用した地域の振興」「吉野作造の精神を受け継ぐ若者の育成」をテーマに、幅広い取り組みを行っています。

館の管理運営の枠を超えたこれらの事業は、多くの皆様の善意とご理解に基づく寄附金によって支えられています。

ここに寄附者の皆様に深く感謝の意を表すとともに、平成 26 年度の NPO 事業をご紹介します。

このように、吉野作造記念館と NPO 古

川学人は別物であり、寄附金はNPO法人として受領しているという認識が明示されたのである。会計上においても、2021（令和3）年度事業から、「指定管理本事業」「同自主事業」「NPO事業」という区分が「指定管理事業」と「NPO事業」に2つに再編され、指定管理者としての事業計画に掲載された事業以外はすべてNPOによる独自の取り組みとなった。言うなれば、NPO事業は指定管理事業とは異なるものだという認識が、組織的意志として示されたわけだが、その目的の1つは寄附金収入の増加である。記念館事業そのものは吉野作造記念館条例に定められた公共事業であり、現に指定管理料が大崎市から交付されているから、記念館事業がすべてであれば、なぜ寄附金を募集するのかという疑問が生じ得る。指定管理料やその他の収入の詳細は本書の資料編を御覧頂きたいが、寄附金募集の必要性に説得力を持たせるためには、NPOとしての取り組みであることを明示した方がよい。

このように、財政状況改善のための具体的な戦略が立てられ始めたのもこの指定管理第3期の特徴である。以下では、これらのことを踏まえて現在に至る事業展開を辿っていく。

第1節 指定管理事業

（1）資料収集・保存等

有形文化財への指定 2016（平成28）11月1日付で、所蔵資料中の特に54点が「吉野作造関係資料」として大崎市の有形文化財に指定された。その大半は作造長男である

吉野俊造氏をはじめとする吉野家ご遺族・関係者から寄贈された遺品資料である。また、その中でも常設展示室の目玉展示になっている孫文書額「天下為公」（1916〈大正5〉年）など、1910年代の中国革命運動期の政治家・知識人から吉野に贈られた遺墨類が多く部分を占めている。

指定管理者制度下にある現在の吉野作造記念館は、公立の歴史資料館でありながら、所蔵資料の保存環境の安定性という面ではやや難があると言わざるを得ない。このときの文化財指定は、古川市～大崎市による記念館事業に多大な理解・支援を示されてきた吉野家関係者からの寄贈資料に対し、大崎市としてあらためてその歴史的・文化的価値を再評価・承認するものであったことから、運営関係者にとっては大きな安心となる出来事だった。

なお、有形文化財指定を受けた54点は上述の通り多くが遺品資料であり、記念館開館前から現在に至るまで収集が続けられてきた原稿や書簡等の吉野直筆資料はこの中に含まれていない。そのため今後の追加の文化財指定も視野に入れながら、行政と指定管理者が引き続きこの件についてコミュニケーションをとっていく必要がある。

資料取扱要領と資料台帳の整備 2020（令和2）年3月に「吉野作造記念館資料の取扱要領」が制定された。その間の事情は次の通りである。すなわち、前章で述べた通り、2013（平成25）年には所蔵資料を初めて網羅的に一覧化・公開した『吉野作造記念館所蔵資料目録（2012年度版）』を刊行し、また2016（平成28）年には所蔵資料54点の

市有形文化財指定も行われた。これに伴い、記念館所蔵資料の悉皆的な整理・把握作業が改めて行われたが、その過程で指定管理者制度導入以後の新規の所蔵資料（受贈・購入等による）を、本来の所有者たるべき大崎市の所有に帰すための仕組みが無いという問題に行き当たった。ありていに言えば、指定管理者制度導入時の制度設計上のミスである。このため、この問題を解決する新たなルール作りが必要となり、数年にわたる大崎市とNPO古川学人の折衝の結果、NPO古川学人側で作成した草案に大筋に基づいた「吉野作造記念館資料の取扱要領」が大崎市教育委員会によって定められた。

「吉野作造記念館資料の取扱要領」の条文は巻末資料編をご覧いただきたいが、その第1条では「指定管理者に管理を行わせる場合における、吉野作造に関する資料（以下「資料」という。）の購入、寄贈、寄託、借用、特別利用に関する取扱いに関し必要な事項を定める」とその「趣旨」を定めた。その上で第10条で、所蔵資料の所有権は自治体に帰すこと（第1項）、そのための手続きとして、指定管理者は毎年度末に当該年度の新規収蔵資料を「大崎市物品管理規則」に基づいて大崎市に「寄附」すること（第2項）、大崎市は「寄附」された新規資料が「備品管理システム」に登録されたことの確認・報告を文書で指定管理者に通知すること（第4項）、また指定管理者は当該年度の新規資料を記載・更新した「所蔵資料台帳」及び「寄託資料台帳」を大崎市に提出し、その「承認」を受けること（第5

項）などを定めた。資料収集活動の内容について、形式的ではあれ自治体が「承認」することで責任を負う仕組みとしたのである。

2020（令和2）年3月19日には「吉野作造記念館資料の取扱要領」に基づく最初の資料台帳の提出が行われ、以後吉野作造記念館の所蔵するすべての歴史資料が大崎市の所蔵になる仕組みが安定的に実施されるに至った。これにより、民間委託以来曖昧だった、自治体としての資料受贈に行政と民間受託者の双方がそれぞれどのような責任で臨むのかについて、ようやく体系だった結論を出すことができた。

なお、「吉野作造記念館資料の取扱要領」の策定・実施に関しては、2014年（平成26）度からNPO古川学人の理事（2017年〈平成29〉から副理事長）に就いた元仙台市博物館館長・佐藤憲一氏からの助言・指導、また2018（平成30）年に大崎市教育委員会教育長に着任した熊野充利氏の記念館事業に対する理解によるところが大きかった。記念館事業の円滑な実施は職員だけでは難しく、特に資料管理、研究、教育等の諸領域に関しては、行政との有機的な連絡を保ちながら専門性を確保していくための人的環境を絶えず整えなければならない。このことは今後も指定管理者制度が続く限り変わらぬ課題となっていくだろう。

新収蔵資料 2022（令和4）年度に吉野作造御令孫・上田雪子氏から300点を超える吉野家旧蔵資料を受贈した。その大半は明治文化研究会会報『新旧時代』（後に『明治文化研究』『明治文化』に改題）の編集に携

わった小松清（吉野三女・光子の夫）の旧蔵資料で、吉野をはじめ明治文化研究会関係者の直筆原稿類が多数含まれている。これらは「小松清氏旧蔵明治文化研究会関係資料」「東京吉野家旧蔵資料」として、2024（令和 6）年現在でも整理・調査作業を継続している。

また、2024（令和 6）年 7 月には、作造弟で商工官僚・大臣を務めた吉野信次の肖像画（宮本三郎画、1964〈昭和 39〉年）を、吉野信次御令孫・吉野信一郎氏から受贈した。画は信次の喜寿祝に制作されたもので、信次が古川市名誉市民第 1 号（1966〈昭和 41〉年）であることも含め、芸術的・歴史的に非常に価値の高い資料である。

こうした貴重資料の受贈が続いたことを受け、2024（令和 6）年度前期企画展として「明治文化研究会 100 周年記念 新収蔵資料展」（7 月 28 日～9 月 23 日）を開催した。

（2）常設展示・企画展示

企画展示 指定管理第 3 期の企画展は、第 2 期に引き続き様々な他機関からの協力を得つつ、その都度の時期に適ったテーマで行われることが多かった。たとえば、2017（平成 29）年度後期企画展「90 年前の清き一票―普通選挙のはじまり」（10 月 8 日～12 月 28 日）は、後援として公益財団法人明るい選挙推進協会、宮城県選挙管理委員会、宮城県教育委員会の協力を得た。また関連して、東京大学教授（教育学研究科）で主権者教育を専門とする小玉重夫氏による企画展記念講演会「18 歳選挙権と政治教育」を実施した。同講演録は『吉野作造研究』

14 号（2018 年）に掲載している。

これらの企画は、指定管理第 3 期初年にあたる 2016（平成 28）年が、吉野作造が『中央公論』に代表論文「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」を発表してから 100 年の節目であたるという節目にちなんだものであり、また同時に主権者教育を重点事業として取り組んでいくという方向付けとしても大きな意義を持った。

この他では、たとえば 2016 年度後期企画展「自由を愛し、平和を貫く」（10 月 9 日～12 月 28 日）は、戦前日本の朝鮮植民地統治に棹さした日本のプロテスタント教会の海外伝道に対し、安中教会（現日本キリスト教団安中教会・群馬県）の柏木義円、湯浅治郎らと共に吉野が強く反対する言論活動を展開したことを紹介するという企画趣旨だったことから、駐仙台大韓民国総領事館の後援を得た。11 月 10 日には総領事の梁桂和氏が来館、展示を観覧されている。日韓交流に貢献した宮城県の人物としてまず名が挙がるのは布施辰治（石巻）だが、大正デモクラシーを象徴する吉野もまた、東アジアの平和・共存という文脈で国際的な関心の対象になり得ることを示す企画展になった。

コロナ禍と企画展の新傾向 なお、布施辰治に関連する企画展では、2019 年度前期企画展「民衆とともに生きる―吉野作造・布施辰治と復興の精神」（7 月 14 日～9 月 22 日、石巻市・石巻市教育委員会後援）もある。この企画展自体は、当時の自然災害の頻発を受けて企画されたものだが、同年度末以降、新型コロナウイルスの疫禍により

遠方からの資料借用ができない状況になり、後から見ればこの企画展を契機として、記念館やその周辺施設・機関の所蔵資料を中心に、郷土史に関連した企画展を定期的に行うという流れが生じた。指定管理第3期の最終年にあたる2020（令和2）年度後期企画展「災害と復興のおおさき近現代史」（2021〈令和3〉年1月17日～3月28日）もその例で、この企画展から感染症対策として来場者個人のスマートフォンで利用できるオンライン音声ガイドも導入している。

災害や疫禍をきっかけとした郷土史回帰は、結果として吉野作造記念館の歴史資料館としての機能を拡充させることに繋がった。記念館では吉野作造や大正デモクラシーに関連する歴史資料以外にも様々な近代郷土資料の寄贈を受けているが、こうした郷土史系の企画展は、記念館内外の近代郷土資料の保存・活用に取り組む機会を増やすことになった。2022（令和4）年度後期企画展「我が町おおさきの歴史・文化（第1回 戦争篇）」（2023年1月29日～3月26日）はその1つの結果で、この企画展は「市民がつくる企画展」シリーズと銘打ち、「学芸員体験講座」と連動する形で展示資料の選定やキャプション・解説作成の一部に市民有志が参加している。以降も本シリーズは継続され、2023（令和5）年度は「第2回 学校篇」として吉野も通った古川小学校（現大崎市立古川第一小学校）の歴史を紹介、2024（令和6）年度も「第3回 学校篇Ⅱ」を予定している。なお、「学芸員体験講座」と連動した市民参加型事業の成果は、展示制作だけでなく、後述する研究紀要

『吉野作造研究』での史料紹介もある。

常設展示の活用 前章で述べた通り、2013（平成25）年度末の大幅な展示入替を経て、指定管理第3期には半期ごとの定期的な展示資料の入替が行われるようになった。定期的な入替によって資料の保存状態を保つことができ、またその作業を通じて自館所蔵資料の内容詳細（由来、保存上の注意点、収集の経緯、寄贈者の情報など）に対する専門職員の理解・把握の程度を向上させることができる。このため、常設展示の入替は、歴史資料館を長期的に維持していくには欠かすことができない。

常設展示に関するその後の重要な出来事としては、2020（令和2）年度の第4回吉野作造検定から、上級問題の出題範囲に「吉野作造記念館常設展示」を組み込んだことがある。検定問題では展示室内の解説パネルや展示資料のキャプションからも出題し、事前講座は受験者とともに学芸員が展示を詳しく観覧するものとした。

歴史資料館における常設展示室は、施設の文化的意義を可視化する大事な部分だが、企画展示とは異なり注目や関心がどうしても集まりづらい。しかし、検定事業と関連付けることで、吉野について学びたいと考える市民の方が、年に1度、特に集中して常設展示を観覧・学習する機会を作ることができた。検定事業は、それまで吉野について知る機会が無かった方に関心を持って頂く上でも効果が大きく、常設展示の有効活用につながっている。

(3) その他の教育普及事業

新たな講座・講演会 指定管理第3期における新たな講座・講演会事業として、2017（平成29）年度から憲法記念日講演会を開催するようになった。デモクラシーをテーマとする吉野作造記念館には自然な企画で、同年の第1回には中林暁生氏（東北大学法学部教授）を講師にお招きした。以後、毎年5月3日に開催している。また、同年度から隔月の講座として「吉野作造基礎講座」が始まった。これは、吉野作造の文章の中でも比較的読みやすいものを参加者と一緒に読むもので、開始以来現在まで一貫して氏家館長主宰講座として実施している。吉野の若い頃から順に読みやすいものを読んでいくことで、より吉野に親しみ、その思想遍歴も理解することが出来る。

吉野作造検定 2017（平成29）年度からは前述した吉野作造検定を開始した。当初は初級問題（入門編）のみとしたが、翌2018（平成30）年度からは初・中級の2科目、翌2019（令和1）年度の第3回からは初・中・上級の3科目とした。2020（令和2）年度の第4回から、上級試験の出題範囲として常設展示室の解説パネルやキャプションを用いるようになったことは前述の通りである。さらに2021（令和3）年度の第5回からは満点合格者特典・優秀合格者特典として「ささ結」関連商品などの地場産品を提供するものとした。検定事業はより広い層から関心を持たれやすく、常設展示の観覧機会となることも含め好評を頂いている。

学校巡回パネル展 学校・公教育関連の教育普及事業では、2019（令和元）年2月か

ら開始した大崎市内小中学校対象の学校巡回パネル展がある。最初の実施校になったのは古川黎明中学校で、これは開館当初の一時期に行われて以来の久しぶりの取り組みとなった。当初は希望校を募集して実施していたが、2022（令和4）年度からは大崎市教育委員会との協力事業として、大崎市内すべての小中学校を1年間かけて巡回している。これにより、のべ人数としては2022（令和4）年度では4,215人、2023（令和5）年度では3,838人も市内小中学生および教職員等が見学する機会となった。

その他の学校向け事業 学校・公教育関連ではこの他に、2018（平成30）年度に近隣の中学校・高等学校の美術部から作画協力を得て行われた「吉野作造かるた」の制作や、2023（令和5）年2月13～28日に大崎市内小・中学校で行われた吉野作造生誕145周年記念給食などがある。記念給食は、給食を通して子どもたちに吉野について知ってもらおう企画で、特別メニューとして吉野の好物とされるおでんとアイスクリームが出された。記念館では企画段階からメニューの選定などに協力した他、給食中に視聴する用の吉野を紹介する4分間の映像や、分かりやすく解説するリーフレットを作成している。

また学校現場との連携として、大崎市立古川第一小学校と大崎市立古川中学校が、大崎市教育委員会を介した形で2022（令和4）年度から「吉野作造教育実践研究」に関する指定校となっている。古川第一小学校は吉野の母校であり、古川中学校は学校教育目標として吉野の言葉である「常に正し

きを求めて向上的態度を持とう」を掲げているという関係から、両校とも特に吉野と関係の深い学校である。この教育実践研究校の指定は学校現場で郷土の先人・吉野の活用を促すもので、教員を対象とした研修会等も実施している。

(4) 研究関連の事業

人材育成研修会の充実 指定管理者制度による運営に移行して以降の看板行事となっていた政治学・政治思想などの分野に関する大学生・大学院生向け研修事業・吉野ネットワーク交流事業人材育成研修会は、指定管理第3期初年の2016（平成28）年がちょうど第10回目となった。当初段階から講師・学生の人数が次第に増加・充実し、2024（令和6）年現在では、村井良太氏（駒澤大学教授）、荻部直氏（東京大学教授）、清水唯一朗氏（慶應義塾大学教授）、奈良岡聰智氏（京都大学教授）、小川原正道氏（慶應義塾大学教授）、武藤秀太郎氏（新潟大学教授）、朱琳氏（東北大学大学准教授）、手嶋泰伸氏（龍谷大学准教授）を中心とした講師陣に、例年20名超の学生が参加し、2泊3日の研修合宿形式で実施している。事業創設にご尽力いただいた猪木武徳氏（大阪大学名誉教授）にも引き続きご助言を頂いているほか、2024（令和6）年11月に他界された阿川尚之氏（慶應義塾大学名誉教授）が何度も講師として参加され、特にご逝去前年の2023（令和5）年には学生との対話型講義「国家（政治）と宗教の関係—アメリカ合衆国憲法の歴史と判例から考える」を講じられたことは忘れることができ

ない。

同研修会は、新型コロナウイルス感染対策のため2020（令和2）年度は休止を余儀なくされ、また2021～22（令和3～4）年度はオンラインでの開催となった。パンデミック下でのオンライン開催はやむを得ない判断とはいえ、吉野研究のネットワーク構築、また学生の交流を主目的とする本事業では、対面で開催できないことは痛恨事だった。なお、オンライン開催となった両年度については、事業の充実度を維持するため、研修会を受講した学生のうちの希望者を対象に、研究・社会活動に対する助成事業を併設している。詳細は資料編をご覧ください。

あわせて、2024（令和6）年度から、研修会中のすべての講演・講義また全体討論の実施会場を記念館研修室として、全日程を一般公開で行うようになったことも付記する。事業の性格上、どうしても専門性が高い傾向にあるが、本格的な大学の講義を大崎の地で集中的に受講できる機会ということで、一般の聴講者の皆様からご好評を頂くことができた。また、大学進学を希望する地元高校生の参加が得られたことも重要な成果だった。

吉野作造研究賞 若手研究者の表彰事業である吉野作造研究賞もこの時期に充実度を増してきた。応募点数も順調に増え、第5回（2016～17年度）と第7回（2020～21年度）は甲乙つけがたい二作品が同時に最優秀となった。現在、2023（令和5）年度に受賞者講演会を実施した第8回までが終了したが、各回とも本格的な研究成果が表彰

対象となり、若手研究者の登竜門として吉野作造の名を冠した学術賞を設けるという目論見は良い成果を上げることができている。歴代の審査委員である千葉眞氏（国際基督教大学）、村井良太氏（駒澤大学）、大川真氏（中央大学）、宇野重規氏（東京大学）、清水唯一朗氏（慶應義塾大学）、松田宏一郎氏（立教大学）の御支援・御尽力に感謝する（名前は就任順）。

市民学芸員による研究活動 一方、記念館の研究員・学芸員による研究成果や史料紹介も、継続的に研究紀要『吉野作造研究』で掲載してきた。近年での記念館らしい成果としては、前述した「学芸員体験講座」と連動した市民参加型の史料紹介がある。前述したとおり、2022（令和4）年度後期から「市民がつくる企画展」シリーズとして企画展「我が町おおさきの歴史・文化」を継続的に実施している。この活動をする際、企画展制作とは別に史料紹介の作成を同時に市民参加型で実施し、それを「おおさき文化研究会」の名義で研究紀要に掲載するようになった。「おおさき文化研究会」には、これまでのべ人数で17名が参加し、また小嶋翔主任研究員・佐藤弘幸学芸員も名を連ねている。これまでの成果としては、「〈史料紹介〉戦時下大崎地域における農村の暮らし—大崎市所蔵「荒田目地区回覧板」（加藤家文書）」（『吉野作造研究』19・20号、2023～24年）、「〈史料紹介〉吉野博士記念会例会記録（第1・2回—1950～51年）」（『吉野作造研究』20号、2024年）がある。

学会等の受入れ 最後に、指定管理第3期以降の研究活動で目立った事柄としては、

いくつかの学会等の開催受入れがある。2017（平成29）年6月10・11日には日本経済思想史学会の大会が記念館で開催された。初日の公開シンポジウムのテーマは「大正期の経済思想—吉野作造とその周辺」となり、司会を記念館前館長である大川真氏（中央大学准教授）が行い、3つの研究報告の後にはコメンテーターとして元主任研究員の田澤晴子氏も登壇した。

また同年度の2018年（平成30）3月25日には、東京女子大学女性学研究所との共催事業として公開シンポジウム「大正デモクラシー期の生活の社会教育」が開催され、小嶋翔記念館主任研究員も登壇して「吉野作造の市民社会論と女性の社会教育」の題で研究報告を行っている。この研究報告は、その後『吉野作造研究』第17号（2021年）に論文として掲載した。

さらに2021年度には日本社会文学会秋季宮城大会（吉野作造記念館共催）がやはり記念館を会場に開催され、公開シンポジウム「東北・民主主義の源流」では3つの研究報告の後に小嶋主任研究員がコメンテーターとして登壇した。

（5）運営上の諸事項

友の会（市民大学）の設立 2015年（平成27）年4月の『記念館だより』第23号で、友の会会員募集の告知が掲載されている。友の会設立は開館以来の課題だった。博物館友の会の性格や運営方法には様々な仕方があるが、記念館では当初年会費を3,000円、5,000円の2コースとし、年間を通じて自由に展示観覧や講座参加ができるほか、広報

物の発送を受けられたり、販売品を二割引きで購入できるといった仕組みとした。翌2016（平成 28）年度からは友の会を「吉野作造市民大学」と称した。その後は、家族割の導入など会費設定や入会特典の見直し、会員間の親睦を図るための年 1 回のバスツアーの実施など、内容面で段階的に充実が図られた。

2024（令和 6）年 10 月現在で会員数は 42 人で、会員各位の多くが恒常的・継続的に記念館事業に参加して下さっている他、様々な場面で記念館また N P O 古川学人に対するご理解・ご支援を頂いている。個々のお名前をここに列記することはできないが、特に記して御礼を申し上げる。

市民からの支援 2016（平成 28）年は吉野が『中央公論』に代表論文「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」を発表して 100 年にあたる節目の年であることから、吉野先生を記念する会により記念館前広場に、「民本主義 100 年記念」のシダレザクラ植樹が行われた（10 月 30 日）。また、2017（平成 29）年 6 月には、吉野作造記念館の正門横に我妻建設株式会社からの寄附による自転車置き場が設置されている。

館内設備として貴重な支援となったのは、2018（平成 30）年の株式会社チバミンから大崎市への寄附による、常設展示室映像設備の入替工事である。それまで損傷が激しいながらも継続利用してきた常設展示のモニターが新たなものとなり、デジタル上映を可能にするプロジェクター等の機材も設置された。これにより従来の常設展示室映像「我らが同時代人吉野作造」に限らず、

様々な動画やスライド資料の投影が可能になり、たとえば前述した吉野作造検定の事前講座は、講座資料を常設展示室のモニターに投影しながら展示室を参加者と一緒に観覧する内容になっている。

また、吉野生誕 140 周年にあたる 2018（平成 30）年 1 月 29 日には、生誕記念イベントに関連し、吉野作造生家跡（吉野ポケットパーク）で常日頃の謝恩の意味を込めた餅撒きやお汁粉の振舞い（旅館青葉荘提供）等のイベント、また吉野作造のキャラクター化などの事業を実施した。

物品販売 指定管理第 3 期から現在までの物品販売等について特記すべき事柄として、まず 2016（平成 28）年度に冊子『大正デモクラシーの旗手 吉野作造』の改訂・増刷を行った。初版は 1995（平成 7）年で、本文が 38 頁と読みやすい初学者向けの冊子である。それが、在庫が少なくなったことや、本文内容の一部見なおしの必要から、改訂版を新たに刊行・増刷することとなったのである。この冊子は吉野作造検定の主たるテキストという位置づけを与えたこともあり、現在でも刊行物の中では主たる販売物になっている。

また、2018（平成 30）年 1 月の吉野作造生誕記念にあわせ、YOSHINO オリジナルコーヒーの販売を開始した。これは常設展示室にある遺品資料の 1 つで、吉野がヨーロッパ留学中にウィーンで買ったとされる珈琲カップに擬えたグッズで、甘党だった吉野が留学中にも汁粉を作って食べたというエピソードに基づいた小豆、また大崎・古川が米の産地であることに因んだ

宮城県産米をブレンドしたオリジナルコーヒーである。購入者は土産品として持ち帰るか、館内で賞味するかを選ぶことができる。このオリジナルコーヒーは、冊子『大正デモクラシーの旗手 吉野作造』（改訂版）および、本章後半で紹介する絵本『ケロッキーブーとおおきなあな』とともに、現在の物販の主力になっている。

館報の発行 2021（令和 3）年度から『吉野作造記念館年報』の発行を始めた。これは当該年度中の記念館事業やその成果を全量的に一覧化したものである。公立社会教育施設の成果公開という意味で館報は本来必要なものだが、それ以前は『記念館だより』や、また研究活動等に関する内容等については研究紀要『吉野作造研究』が館報機能を代替するなど、刊行物 1 つ 1 つの役割が不明瞭なところがあった。この『吉野作造記念館年報』の発行により、館報・ニューズレター（広報）・研究紀要の 3 つの刊行物の役割が明瞭になった。

第2節 NPO事業

（1）高等学校向け主権者教育

本章冒頭で述べたように、2015（平成 27）年の公職選挙法改正で 18 歳選挙権が実現したことにより、高等学校では選挙に関する教育（主権者教育）が求められるようになった。このことは、おのずと 2016（平成 28）年以降の指定管理第 3 期以降の活動に方向性を与えた。特にそうした必要から、2016 年に学校教育支援アドバイザー、翌 2017（平成 29）年に館長として氏家仁氏が着任したことも前述の通りである。実際、

2016 年には仙台第三高等学校（全学年）、東松島高等学校（2・3 年生）、宮城野高等学校（3 年生）、涌谷高等学校（3 年生）、岩出山高等学校（3 年生）、仙台第二高等学校（1 年生）、南郷高等学校（2 年生）から主権者教育に関する出張講話の依頼が続き、「シティズンシップ普及の拠点」を目指すというビジョンに具体性が帯びていった。

2018（平成 30）年 7 月 29 日には、前述したその前年度企画展「90 年前の清き一票」の記念講演会の講師だった小玉重夫氏の協力を得て、大崎地域の高校生を対象とした「選挙について考えてみよう～日本学術会議サイエンスカフェ in 吉野作造記念館」を実施、「未来の大崎市長選挙」をテーマに 19 名の高校生がディスカッションを行った。

高校生デモクラシー塾 2017（平成 29）年からは「高校生デモクラシー塾」と称し、記念館で実施する様々な講座をシティズンシップ教育のシリーズとして連続受講する高校生を募集した。この高校生デモクラシー塾は、当初は既存の講演会等をはじめ込んでいくなどの形で行われたが、後に記念館周辺の高校 5 校（古川高等学校、古川黎明高等学校、古川工業高等学校、古川学園高等学校、大崎中央高等学校）から生徒が集まり、18 歳有権者の投票率向上に向けたキャンペーンを各校で実施する「高校生選挙啓発活動サポート事業」（2021 ～ 2023 年〈令和 3 ～ 5〉、主催：宮城県選挙管理委員会、事業実施受託者：NPO 古川学人）や、同様に周辺 5 校から集まった生徒が地域課題を学習・議論し、政策提言を行う現行の「高校生デモクラシー塾」事業（2024〈令和

6) 年～、主催：NPO古川学人)へと展開した。

2022～23年(令和4～5)の高校生選挙啓発活動サポート事業は、吉野作造記念館の運営以外では初めてNPO古川学人が行政から事業実施を受託したものであり、NPO経営の幅を広げる経験としても重要な意味があった。なお、現行の高校生デモクラシー塾では、高校生の指導のためになおさき青年会議所および日本ファシリテーター協会からファシリテーター参加の協力を得ている。

特別支援学校での主権者教育 この他の公教育向け主権者教育の取り組みとして、2018(平成30)年5月に宮城県立角田支援学校高等部の生徒・保護者を対象に実施した、代理投票体験を含む主権者教育の講習会がある。支援学校における主権者教育は、その必要が指摘されながらも参考となる実践例が少ない分野だったため、同校の大坂聡主幹教諭との意見交換を経て独自のプログラムを作成、実施した。そのプログラムの詳細や成果は『吉野作造研究』15号(2019年)で「特別支援学校における主権者教育」と題した実践報告として公開している。

(2) 各種表彰事業の充実

社会貢献大賞／フェローシップ 主権者教育の取り組みとあわせて指定管理第3期に拡充した事業に、各種の表彰事業がある。2018(平成30)年度には「吉野作造記念おおさき社会貢献大賞」を創設した。2019年1月27日の吉野作造生誕イベントでは、氏

家仁館長による講演「よみがえる吉野作造の精神—社会貢献活動へのいざない」に続ける形で計10の小中高校生の個人・団体を表彰した。さらに翌2019(令和元)年度からは、吉野作造記念おおさき社会貢献大賞とあわせて「吉野作造フェローシップ」を創設した。前者は既に行われた若者の社会貢献を表彰し、後者は現在計画中の若者の社会貢献を支援する制度とした。

近年では公教育をめぐる社会環境の変化もあり、青少年育成の中に様々なボランティア活動や社会連繫・社会貢献の機会が盛り込まれるようになってきた。その中から生まれた優れた活動や成果に対し、吉野作造のデモクラシーの精神に基づいた表彰、支援を行うというのがこれらの事業の趣旨である。2023(令和5)年度までに「吉野作造記念おおさき社会貢献大賞」は第6回、「吉野作造フェローシップ」は第5回まで実施し、多くの青少年の活動や企画を表彰、支援している。具体的には巻末の資料編に一覧があるので、参照頂きたい。

高校生弁論大会 2019(令和元)年度からは吉野作造記念高校生弁論大会を毎年実施している。これは宮城県高等学校弁論大会と協同実施するもので、宮城県高等学校文化連盟とNPO古川学人の共催である。具体的には、出場生徒募集のポスター作製、会場提供、会場設営や運営の補助、『弁論集』の編集・刊行などの面で、高等学校における部活動・課外活動に関する業務の一部をNPOで請け負うもので、2024(令和6)年の第6回の開催までに計65人の高校生が吉野作造記念館を会場に弁論を行った。

その中から毎年 1 名ずつ、社会課題の解決に向けた積極的な考察・提案が見られる弁論に対し、「吉野作造特別賞」を NPO 古川学人から授与している。

吉野作造にちなんだ弁論大会としては、遡ると 1986（昭和 61）年 11 月 1 日に、吉野作造民本主義提唱 70 年記念の講演会および宮城県高校選抜弁論大会が、吉野先生を記念する会主催で実施された例がある。現今の吉野作造記念高校生弁論大会も、開催形式は現在の教育環境に合わせた形へ変化したものの、吉野のデモクラシーの精神の下に若者の言論活動を奨励するという点では変わっていない。

芸術&作文コンクール この他の表彰事業としては、まず 2020（令和 2）年度に始まった「おおさき芸術コンクール」がある。これは大崎市内の小・中・高校および支援学校の生徒から絵画・写真の作品を募集し、優れた作品を表彰するとともに、応募作品によるチャリティ展覧会を実施することで、集まった募金を災害支援等の社会貢献に寄附するというものである。新型コロナウイルスに関して感染症対策が求められた 2022・23（令和 4・5）年度には、集まった募金を感染症対策として大崎市に寄附した。子どもたちの活動を社会貢献につなげるといったコンセプトは「吉野作造記念おおさき社会貢献大賞」「吉野作造フェロウシップ」にも通じている。

小・中・高校生から作品募集する事業としては、2021（令和 3）年度から始まった「おおさき作文コンクール」もある。現行の「おおさき作文コンクール」では、応募者は

「共通課題」と「学校別課題」のいずれかから関心のあるテーマを選んで作文をすることになっていて、「共通課題」は「わたしが吉野作造について考えたこと」、「学校別課題」は小学生の部が「大崎でかなえたいわたしの夢」、中学生の部が「より良い大崎をつくるために、わたしたちにできること」、高校生の部が「わたしが大崎市長になったら実現したい公約」である。学校別課題の趣旨は、様々な地域課題について考察・提案することを求めるもので、この点で前述の高校生デモクラシー塾事業や、「吉野作造記念おおさき社会貢献大賞」「吉野作造フェロウシップ」とも歩調をそろえた事業である。

（3）財政強化とシティズンシップ教育

みやぎチャレンジプロジェクト 以上までに、指定管理第 3 期以降に新たに始まった NPO 古川学人の独自事業について概観してきた。これらは吉野作造記念館条例に根拠を持つ指定管理事業ではないが、記念館の設置理念の達成を企図したものである点是不変である。

ただし、こうした独自事業の多角展開にはそれなりの財政基盤が必要になる。本章冒頭で、指定管理事業と NPO 事業とを明確に区別する理由の 1 つが寄附金募集のためであることを挙げたが、この他にも NPO 事業の拡充に伴う財政上の新しい取り組みがあった。

そのうち特に大きいのが、第 3 期指定管理期の最終年にあたる 2020（令和 2）年度からの、宮城県共同募金会（赤い羽根共同

募金)「みやぎチャレンジプロジェクト」を通じた集中的な寄附金募集活動への参加である。同年度はNPO古川学人として71万6,430円の寄附金を受領した。「みやぎチャレンジプロジェクト」は、宮城県内のNPOや市民団体が同時に寄附金募集活動に取り組むことで全県的に社会貢献活動を奨励し、各団体では宮城県共同募金会を経由することで寄附者に税制優遇を提供できるという仕組みである。現状で認定NPO法人の資格を持たないNPO古川学人としては、集中的な寄附金募集を行う上で極めて有効な手段であり、NPO古川学人では「博物館を社会教育の拠点に」「将来を担う子どもたちの社会性を育てたい」をテーマに年1回の集中的な寄附金募集事業を継続している。

事業の体系化—3つの作造〈つく〉る こうした集中的な寄附金募集の取り組みを始めたことで、NPO古川学人がどのような活動をしている団体なのか、あらためて分かりやすく説明する必要が生じた。『記念館だより』第28号(2020年4月)では、「NPO法人古川学人では、吉野作造記念館の運営に加えて独自の3つの事業領域を持つことで、総合的な社会教育、市民社会づくりに取り組んでいます」として、「人づくり(主権者教育)」「街づくり(市民社会育成)」「未来づくり(次世代育成)」の3領域—「3つの作造〈つく〉る」—を設定した。従来の様々なNPO活動はこの3つの区分に整理され、これに記念館運営を合わせる形で総合的なシティズンシップ教育の体系を示したのである。

事業の体系性が明確になれば、その中で個々の事業や業務にどのような意味があるのか、あるいはどのような意味を与えるのが良いのか、考えることが容易になる。これにより、従来実施されていた事業で、この頃から意味付けが変化したものに、ゴールデンウィークやクリスマスの時期に行う子ども向けイベントがある。2019(令和元)年12月15日に実施したクリスマスイベントでは、ハンドベルコンサート、バルーンアートなど、地域の子どもたちやその保護者に吉野作造記念館に親しんでもらう企画を行うなかで、人形劇「ケロッキーブーと回転ずし」による子ども投票体験の企画を実施した。

この企画は、人形劇のキャラクターが意見の違いから劇中でけんかを始め、そこに職員扮する吉野作造が登場し、「みんなの投票で決めよう」と呼び掛けるというものである。子どもたちは人形劇のキャラクターの意見を聞き、保護者や職員扮する吉野作造に教えられて投票箱に一票を入れる。この企画は、幼少時に保護者と一緒に投票所に行った経験があると成人してからも投票率が高くなるという統計調査にも基づいたもので、親子で記念館に来館したのを機会に、子どもたちには楽しく投票を体験してもらい、保護者には選挙の際に子どもを投票所に連れて行くことを推奨するという啓発イベントになっている。

開館25周年事業 子ども投票体験イベントは好評で、2020(令和2)年の開館25周年記念事業では「親子で選挙に親しめる絵本を作り、未来の有権者を育てたい」と題し、

上記の人形劇・投票体験をモチーフにした絵本製作のためのクラウドファンディングを実施、179 の個人・団体から目標額を大幅に上回る 234 万円の寄附を頂いた（クラウドファンディング実施期間終了後における本事業への寄附金も含む）。この結果刊行されたのが選挙の絵本『ケロッキーとのおきなあな』（画：菅原暢子／作：NPO古川学人／制作協力：東北大学出版会）で、NPO古川学人による独自刊行物の主たるものとして以後順調に販売実績を挙げているほか、絵本や人形劇を通じた子ども投票体験のイベントは幼児・児童を対象にしたシティズンシップ教育の看板コンテンツとなり、記念館内だけではなく、近隣の文化施設・学校等での出張人形劇・投票体験や読み聞かせ会を継続的に実施している。

こうした幼児・児童向けの企画は、2006（平成 18）年の指定管理第 1 期当初からの勤続である本間明美・菅原暢子両職員が主担当であるが、これによりおおむねすべての年代の青少年に対するシティズンシップ教育のコンテンツが整ったことになり、2020（令和 2）年 3 月には、NPO古川学人として公益財団法人明るい選挙推進協会から優良活動賞の表彰を受けた。

一連の寄附金募集の拡大は、大震災以降、日本社会でも見られるようになった寄附文化・習慣の広まり、また実際に寄附行為をする際のチャンネルの多様化に倣うものだが、吉野作造記念館およびNPO古川学人に対する支援の輪は、大崎市内とその周辺にとどまらず、東京も含めた全国的な広がりになった。このことから吉野作造や

デモクラシーを理念とするNPO活動に大きな発展可能性があることが分かる。

おわりに——コロナ禍から開館30周年まで

指定管理第 4 期がスタートした 2021（令和 3）年からはパンデミックという未知の課題に直面した。たとえばおおさき社会貢献大賞で感染症対策関連の社会貢献活動が表彰対象になるなど、疫禍という社会状況が様々な形で事業に反映されるようになった。遠方への出張ができないために郷土史に関連した企画展示が増えて、結果として「市民がつくる企画展」シリーズが始まったことなども前述の通りである。オンライン開催となった吉野ネットワーク交流事業人材育成研修会など、個々の事業に関する感染症対策の影響の主だったものは、それぞれのページをご覧頂きたい。以下では、通常の記念館運営に関する感染症対策の影響をまとめる。

企画展では、2019（令和 1）年度後期企画展「尚志—東北帝国大学と宮城の高等教育」が、当初 2020（令和 2）年 1 月 12 日から 3 月 22 日までという会期だったところ、3 月 1 日までで閉幕を余儀なくされた。あわせて開催予定だった企画展記念講座「宮城から世界に目を向ける—吉野作造と大槻文彦」（講師：後藤斉氏・東北大学教授）も中止となった（予定されていた講演内容は、『吉野作造研究』17 号で特別寄稿「吉野作造と大槻文彦—その敬愛と学問的影響」として掲載された。また、後藤斉氏による講演会は、2022（令和 4）年度前期企画展記念講演会としてあらためて実施された）。いずれ

も政府による緊急事態宣言に伴う大崎市教育委員会の判断に基づくものである。同様に2020年3月3日から5月11日までの期間は常設展示室等も閉鎖した他、一切のイベントや会場利用が中止になった。

それ以降は、記念館入口等での消毒や検温の徹底、講座室・研修室でのアクリル板の設置や座席間隔の確保、同時に入館できる人数の制限など、おおむね一般の公共施設と同様の対応をしながら事業が継続された。ただし、開催準備に時間を要する企画展ではすぐに通常に復することはできず、2020年度前期の企画展は電子展覧会「大正デモクラシーの旗手 吉野作造」（2020年7月29日～）として、記念館ウェブサイト上に「宮城・大崎の先人吉野作造」「わたしたちの先輩・吉野作造」という児童向けコンテンツを作成することで代替した。企画展示は歴史資料館としての資料調査・保存の活動の成果を公開するためのものであるから、こうした代替企画にどれほど意味があるかは定かではない。ただし、電子展覧会「大正デモクラシーの旗手 吉野作造」は現在でも記念館ウェブサイト上で公開を継続しており、吉野作造検定の出題範囲・オンライン学習テキストとして活用している。

疫禍と感染症対策は事業実績にも影響を及ぼした。実質的なコロナ1年目である2020（令和2）年は入館者数が5,000人を下回り、2020～22（令和2～4）年は貸室料収入も大きく落ち込んでいる。とはいえ、指定管理料以外の収入にはさほど大きな影響はなく、入館者数もその後は回復を見せた。職員や指定管理者であるNPO古川学

人の会員からも新型コロナウイルス感染者が出たが、おおむね散発的であり、後遺症が残るような深刻な状態に陥る者が無かったこと、また記念館利用者に集団的な感染が起こるような事態が生じなかったことは幸いだった。現在ではあらゆる面でコロナ以前の状態に復している。

このように指定管理第4期は、その前半期には感染症対策を強いられた。一方、後半期で最も大きな行事になったのが、2025（令和7）年1月に迎える開館30周年である。そのため、例年は吉野作造生誕記念イベントが1月末に行われるところを、2024年度においては2025年2月1・2日両日の開館30周年記念式典・イベントとして実施することとなった。その主たる内容として、2月1日（会場：大崎生涯学習センター〈パレットおおさき〉）は指定管理者制度導入以降の看板事業となった吉野ネットワーク交流事業人材育成研修会の立ち上げをはじめ、多年にわたって支援を頂いてきた猪木武徳氏による記念講演、また2月2日（会場：大崎市地域交流センター〈あすも〉）は指定管理第3期以降、最も注力してきた高校生向け主権者教育事業の一環として、高校生デモクラシー塾参加者を中心とした高校生政策提言発表会の開催を予定している。あわせて2月2日には、実行委員会主催により、様々な市民参加型企画が行われるおおさきデモクラシーフェスティバルも同時開催される。

本書『吉野作造記念館30年史』は同じく30周年記念事業の一環として編纂されたもので、戦後長らく継続されてきた古川市～

大崎市による吉野作造顕彰事業、そして吉野作造記念館事業の展開や成果をまとめたものであるが、編纂にあたっては開館以来の記念館運営に関する文書を整理する必要があった。

特に 2002（平成 14）年からの民間委託、2006（平成 18）年の指定管理者制度導入以降、記念館の運営はその多くが公費に拠りながらも、その実施は民間事業者によって行われたため、行政直営であれば公文書として扱われるべき文書類の管理が、必ずしも体系的な形で行われてこなかった。

そのため、2023（令和 5）年 7 月 12 日に設置された吉野作造記念館 30 周年史編集委員会（委員長：佐藤俊明 NPO 古川学人理事長）では、『吉野作造記念館 30 年史』の編纂と、そのために必要な文書整理および文書管理規程の策定を行うことになった。この結果策定された「特定非営利活動法人古川学人文書管理規程」は、2025（令和 7）年中に NPO 古川学人内で正式に実施される見込みである。文書整理については当面作業の継続が必要だが、これにより適切な文書管理体制が段階的に構築される見通しが立った。前述した「吉野作造記念館資料の取扱要領」とあわせることで、公立民営の歴史資料館として必要な制度設計がようやく整ったことになるが、今後はそれを適切に運用していく努力が求められる。

戦後民主主義の時代から平成・令和を経て社会状況は大きく変化してきたし、また今後も予見し得ない変化があるだろう。しかし、その対処も結局はデモクラシー（民

主主義）に拠るほかないのであり、「シティズンシップ普及の拠点」を創出するという事業理念の下、NPO 指定管理による公立歴史資料館の運営はこれからの正念場である。